

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

土地及び家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧について

帳簿の縦覧とは、所有している土地や家屋の価格（評価額）が適正かどうかを比較できる制度です。縦覧期間を次のとおり設けます。

縦覧期限 5月7日（火）

※土曜・日曜・祝日を除く

時間

午前8時30分～午後5時15分

場所

税務課（役場本庁舎1階）

縦覧できる方

町内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者、または納税代理人及び相続人等

※個人情報保護の観点から、本人（代理権を有する方を含む）以外の質問にはお答えできませんので、ご了承ください。

持参するもの

- ① 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ② 納税通知書・課税明細書
- ③ 印鑑
- ④ 委任状
- ※代理人の場合
- ⑤ 相続関係がわかる書類
- ※相続人の場合

問合せ 税務課

☎ 029-288-3111
（内線122、124）

高校生の通学費の助成をします

公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に、定期券購入の助成を行います。

内容は、路線バス年間定期券または電車6か月定期券の購入費用の約3割を助成するものです。

申請方法 申請書に領収書及び住民票謄本を添えて、教育委員会事務局まで提出してください。

申請書配付場所

教育委員会事務局、役場本庁舎、桂支所、七会町民センター

※教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

申請期限 5月31日（金）

申請先・問合せ 教育委員会事務局

☎ 029-288-7010

農業振興地域の除外・編入 申請について

平成31年度第1回農業振興地域整備促進協議会において、審議される農業振興地域整備計画の変更（農用地域の除外・編入）についての申請を、次のとおり受け付けます。

申請受付期間

5月7日（火）～20日（月）

※平日のみ

申請先・問合せ 農業政策課

☎ 029-288-5295
（直通）

年次有給休暇を計画的に取得しましょう

茨城労働局では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のため、「仕事休もつ化計画」を推進しています。

土曜・日曜・祝日に年次有給休暇を組み合わせて、プラスワン休暇を実施してみませんか？

問合せ

茨城労働局 雇用環境・均等室
☎ 029-277-8294

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部 平成31年度保険料率改定のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部の健康保険料率・介護保険料率が、下表のとおり変更になります。詳細は、問合せ先にお問い合わせください。

	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
健康保険料率	9.90%	9.84%
介護保険料率	1.57%	1.73%

問合せ 協会けんぽ茨城支部 ☎ 029-303-1580

広告

ホロルの湯からのお知らせ

- ◆ **近日のイベント** ※来場者限定のイベントです。
 - ・桜まつり／4月7日（日） 10:00～15:00
 - ・手づくり市／4月21日（日） 10:00～17:00

- ◆ **休館日**
4月1日（月）、8日（月）、15日（月）、22日（月）、
5月7日（火）、13日（月）、20日（月）、27日（月）

問合せ ホロルの湯 ☎ 029-288-7775

地域活性化に取り組む皆さんの活動を支援します!

町では、町内の住民団体等が実施する、地域を活性化させるイベント等の経費の一部を、次のとおり助成します。



■助成対象団体

- 以下の①～③の要件をすべて満たす団体
- ①過半数が町内に在住、在勤または在学する者で構成されていること
 - ②定款、規約または会則等により、団体として運営上の規律が確保されていること
 - ③営利活動や政治的・宗教的活動を目的としていないこと

■助成対象事業

- 以下のア～オの要件をすべて満たす事業
- ア.自主的かつ主体的に、企画や実施をする事業
 - イ.目的を持ち、長期的展望に立って企画する事業
 - ウ.地域特性、地域資源を有効に活用する事業
 - エ.地域課題の解決に資する事業
 - オ.町内外からの集客が見込まれる事業

■助成金額 上限30万円

- ### ■対象経費
- 事業の達成に直接必要な経費
(報償費、旅費や消耗品費等)

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり戦略課まで、直接持参または郵送にて提出してください。

※申請書等は、町ホームページからダウンロードいただくか、まちづくり戦略課窓口にて直接お受け取りください。

■申請期限 5月23日(木)必着

■交付決定

有識者等による審査委員会にて審査し、交付の可否や助成金額等を決定します。交付決定は6月上旬を予定しています。

※詳細は、町ホームページをご覧ください。まちづくり戦略課までお問い合わせください。

■申請先・問合せ

まちづくり戦略課 企画政策グループ
(〒311-4391 城里町石塚1428-25)
☎029-288-3111 (内線227)
🌐<http://www.town.shirosato.lg.jp/>

通勤・通学手段をお考えの皆さまへ

路線バスを使ってみませんか?



お年寄りや子どもなど、自分で車を運転できない方にとって、路線バスは大切な移動手段です。しかし、自家用車の普及に伴い利用者は減少傾向にあります。

路線バスを利用することで、さまざまなメリットがあります。ぜひ、路線バスをご利用ください。

路線バス利用のメリット

- 二酸化炭素排出量が自動車の約40%以下!
- 交通量が減り交通事故の危険が減少!
- 交通渋滞が減り移動がスムーズに!
- 歩く機会が増え運動不足の解消!

問合せ ○公共交通に関すること まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線229)
○路線バスの運行に関すること 茨城交通株式会社 ☎029-251-2335

児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額が引き上げられます

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。平成31年4月分からの手当額は、次のとおりです。

各種手当			平成30年度(月額)	平成31年度(月額)
児童扶養手当	本体額	全額支給	42,500円	42,910円
		一部支給	10,030～42,490円	10,120～42,900円
	第2子加算額	全額支給	10,040円	10,140円
		一部支給	5,020～10,030円	5,070～10,130円
	第3子以降加算額	全額支給	6,020円	6,080円
		一部支給	3,010～6,010円	3,040～6,070円
特別児童扶養手当	1級	51,700円	52,200円	
	2級	34,430円	34,770円	
障害児福祉手当			14,650円	14,790円
特別障害者手当			26,940円	27,200円
経過的福祉手当			14,650円	14,790円

問合せ 福祉子ども課 ☎029-353-7265(直通)

農業集落排水使用料の決定方法について

上入野地区、常北青山地区(上青山、下青山、春園、小坂、勝見沢、石塚の一部)及び古内地区の農業集落排水使用料は、毎年5月1日現在の世帯員数で計算されます。

◇ 一般家庭用農業集落排水使用料の算定方法

1か月の使用料(税込)

基本料金	人員割(1人につき)
1,620円	540円

人員	計算方法	使用料
1人	1,620円+(540円×1人)	2,160円
2人	1,620円+(540円×2人)	2,700円
3人	1,620円+(540円×3人)	3,240円
4人	1,620円+(540円×4人)	3,780円
5人	1,620円+(540円×5人)	4,320円
6人	1,620円+(540円×6人)	4,860円

注：届出は毎年必要です！

居住実態を把握するため、毎年5月1日現在の世帯員数を確認する必要があります。通知書に記載された人数が居住実態と異なる場合、毎年その旨を届け出てください。

<人員の確認方法>

家庭用使用料の基準となる人員は、毎年5月1日現在の住民基本台帳に基づき決定し、5月上旬に決定通知を送付します。

- Q 決定通知の世帯員数と実際の居住実態が違う場合にはどうすればいいですか？
- A 住民基本台帳と実際の居住実態に相違が生じている場合は、下水道課までご連絡ください。
- Q 基準日以降に転出・死亡・転入・出生等により、世帯員数の変更があった場合はどうすればいいですか？
- A 使用者変更届(人員変更届)を下水道課へ提出してください。

◇ 事業所における農業集落排水使用料の算定方法

事業所の使用人員は、申告により町長が決定します。なお、基準日は一般家庭用と同一です。

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377(直通)

全国一斉 養育費・児童扶養手当ホットライン

養育費や児童扶養手当についての相談を右のとおり受け付けます。相談料は無料です。お気軽にご相談ください。

問合せ 茨城県弁護士会 ☎029-221-3501

日時

4月19日(金) 午後1時～4時

受付電話番号(全国統一ナビダイヤル)

☎0570-024-419

しろさとまち 通信

—城里町地域おこし協力隊— Vol.36

城里町地域おこし協力隊の連載、4月号は田村芽子が担当します！



▲射撃練習の様子

こんにちは、地域おこし協力隊有害鳥獣担当の田村です。城里ライフもあつという間に1年が経ちました。

昨年は、鳥獣捕獲に立ち会い、たくさん命のやりとりを目の当たりにし、命を粗末にはしていないという気持ちが強まりました。また、夏の鳥獣捕獲は過酷な状況で行われることも知りました。暑さもさることながら、ハエが集まり、ニオイが現場に立ち込めます。腐敗も一気に進むので、まさに時間との勝負。野生動物の管理を担う猟師の皆さんには、頭が下がります。だからこそ、「捨てる」で終わらせず、捕獲のその「先」を作りたいと改めて感じました。

方法の調査や、革を利用したアクセサリーの試作を行っています。自然が相手のため大量生産ができず、コストが高くなってしまうのですが、それを逆手にとつて高級路線で売ることができないかと考えています。

昨年11月から猟期が始まり、地元の方のお世話になりながら、巻狩やわな罠を行いました。イノシシの方が一枚も二枚も上手で、あと一歩のところまで捕獲には至りませんでした。野生に生きる逞しさや命がかかっている必死さを体感し、自然の理を知らなくては到底かなわないと思知らされました。来季は戦力となるよう、精進します！

問合せ 農業政策課
☎029-288-3111(内線254)

軽自動車税の納付及び減免申請について

■軽自動車税の納付について

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日とし、登録(車検証)の名義人に課税されます。5月10日以降に納税通知書が郵送されますので、次の納付窓口にて納期限までに納付してください。

- 納付窓口** 城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター
お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
- ※納期限が過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません。
- 納期限** 5月31日(金)



■軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

対象車両

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら所有している車両。
- ② ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両。
- ③ 公益のために使用していると認められる車両。
- ④ 車両の構造が専ら身体障害等の利用に供するための車両。

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られます。また、自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

申請窓口 城里町役場税務課、桂支所、七会町民センター

申請期限 5月31日(金)

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。

※昨年度減免を受けた方には、納税通知書に減免申請書を同封して発送します。納税通知書が届きましたら、申請手続きをお願いいたします。

必要書類

- ア)身体障害者手帳等 イ)運転者の運転免許証 ウ)納税通知書(届く前の申請の場合は不要です)
エ)車検証 オ)納税義務者の印鑑 カ)減免申請書(申請書は各申請窓口にあります)
キ)マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの
- ※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線123)

城里町農業委員会事務局 臨時職員を募集します

職種(募集人員)	事務補助(1名)
勤務内容	データ入力補助
勤務場所	農業委員会事務局(役場本庁舎2階)
勤務形態	月14日以内(平日)、午前8時30分～午後5時15分
雇用期間	2019年6月1日～2020年3月31日
賃金	日額6,975円 ※別途交通費支給、雇用保険有
応募資格	・地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方 ・表計算ソフト「Excel(エクセル)」の操作ができる方 ・現在離職中の方
選考	書類審査及び口述試験による ※試験日は、応募者宛に通知します。
応募方法	市販の履歴書(顔写真貼付)に必要な事項を記入し押印のうえ、農業委員会事務局まで直接持参または郵送にて提出してください。
応募期間	4月22日(月)～5月8日(水) ※当日消印有効 ※受付時間/平日、午前8時30分～午後5時15分

応募先・問合せ 農業委員会事務局(〒311-4391 城里町石塚1428-25)
☎029-288-3111(内線241、242)